

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）の左側No. 9シリンダ排気ガス温度計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	
2	2号機	主発電機水素ガス冷却系の水素ガス冷却器（A・B）用水素ガス温度記録計の入口温度に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	
3	3号機	燃料交換機制御盤の点検において、制御用メモリー基板（計3枚）に動作不良が認められたため、当該基板を交換	D	
4	4号機	中央操作室換気空調系空調機の暖房用加熱蒸気供給配管に設置されているドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
5	4号機	タービン建屋換気空調系北側給気ファン用外気処理装置内の暖房用加熱蒸気供給配管に設置されているドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
6	5号機	5・6号機用水素・酸素供給設備保管用窒素ガスボンベ減圧弁の圧力調整用ハンドルに動作不良（操作に過大な力を要する）が認められたため、当該弁を点検・調整	D	
7	5号機	非常用ガス処理系プロセス放射線モニタ装置用サンプリングポンプ（A）の軸受が固着しているため、当該軸受を点検・修理	C	
8	5号機	No. 4重油タンク本体付属温度計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	
9	6号機	タービン建屋換気空調系電気品室空調機（B）用冷却装置の膨張水タンクへの補給水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	主タービン発電機軸受メタル温度記録計の打点番号2（第2軸受メタル油温度）に一時的な指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
11	集中環境施設	計装用空気圧縮機（A）の運転時間積算計の点検において、動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
12	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液収集ポンプ（B）の出口側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	その他	温排水モニタリングとしての海水温度連続調査のため、当発電所東側の海域に設置している水温計の定期点検において、当該水温計を係留しているロープの一部が切断していたため、当該ロープを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで